

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額及び
義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

義務教育標準法の改正により、本年度から5年間をかけ、小学校の学級編制の標準を計画的に40人から35人に引き下げることとなりました。

しかし、35人学級では不十分であり、中学校は40人のままです。

昨年3月に行われた全国一斉臨時休業以来、学校現場では、学びの保障や心のケア、新型コロナウイルス感染症対策など、不断の努力が続けられています。また、新学習指導要領への対応やいじめ・不登校など生活指導上の課題が山積しており、豊かな学びのための教材研究や授業準備時間の確保が困難な状況となっています。教員が一人一人の子どもと向き合い、行き届いた教育、豊かな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、平成18年の「三位一体改革」の中で、国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間での教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るためには、国が必要な経費を負担することが必要です。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 どの子にも行き届いた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。
- 2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和3年6月25日

伊 那 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣